特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八頭町は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

八頭町長

公表日

平成31年6月27日

[平成31年1月 様式2]

連絡先

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	生活保護関係事務					
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の停止又は廃止に関する事務 3 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 4 保護に要する費用の返還、徴収に関する事務					
③システムの名称	生活保護システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 番号連携ユニット					
2. 特定個人情報ファイル	Ž					
生活保護受給者ファイル 宛名情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第15項 八頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第1 第2項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(要施する)(要施しない)(3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 【情報照会】第26項 【情報提供】第9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉課					
②所属長の役職名	福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			1年4月1日 時点				
2. 取扱者							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成3	1年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	ついては、それぞれ重	重点項目記	評価書又は全項			
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通し	た入手を除ぐ	(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供	を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	8発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年6月27日	1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の概要	欧・甲頭で 受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介 護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイル	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。1 保護の実施に関する事務2 保護の開始若しくは保護の停止又は廃止に関する事務3 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務4 保護に要する費用の返還、徴収に関する事務	事後	
平成31年6月27日	しきい値判断の年月日	平成29年6月20日	平成31年4月1日	事後	
平成31年6月27日	リスク対策		(新規追加項目)	事後	